

任意継続・特例退職被保険者の保険料改定について

任意継続被保険者の標準報酬月額については、健康保険法において、退職時の標準報酬月額もしくは健康保険組合における毎年の平均標準報酬月額（上限額）のどちらか低い方と定められており、来年度の当健康保険組合における平均標準報酬月額が今年度より1等級あがるため、41万円（現行38万円）へ変更になります。

また、特例退職被保険者においては、年々医療給付費が増加しており、今後も高齢化が進む中で、特に前期高齢者とよばれる65歳以上の医療費が増加することが見込まれます。一方、当健康保険組合における特例退職被保険者の標準報酬月額については、他の健康保険組合より低い水準であるため保険料収入が伸び悩み、組合財政への影響が年々大きくなっています。このようなことから理事会・組合会で検討を重ねた結果、特例退職被保険者の標準報酬月額を24万円（現行22万円）へ改定することが決定されました。改定について、詳細は下記のとおりです。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

○任意継続・特例退職被保険者の方

4月分保険料より改定

被保険者種別	保険料種別	保険料
任意継続被保険者	健康保険	退職時の標準報酬月額もしくは <u>41万円</u> のいずれか低い月額×99/1000
	介護保険	退職時の標準報酬月額もしくは <u>41万円</u> のいずれか低い月額×17/1000
特例退職被保険者	健康保険	<u>23,760</u> 円/月（標準報酬月額 <u>240,000</u> 円×99/1000）
	介護保険	<u>4,080</u> 円/月（標準報酬月額 <u>240,000</u> 円×17/1000）

※介護保険料は40歳以上65歳未満の方より徴収しています。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>